

基本目標Ⅰ．健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり〈自助〉

Ⅰ 健康づくり

高齢者の健康寿命を延伸するため、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組むことの重要性を広く啓発し、健康増進計画と連携した健康づくり事業や保健事業の取り組みを進めます。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
1	各種健(検)診の利用率の向上	①対象者に応じた分かりやすい利用案内と、年間を通じて受診しやすい体制づくりに努めます。 ◎各種がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症予防検診 ◎特定健康診査※（40歳から74歳） ◎ぎふ・すこやか健診（75歳以上）	健康増進課 国保年金課
2	生活習慣病の発症予防と重症化予防	①健康相談や健診事後指導、健康教育などの事業を通じて、生活習慣改善のための知識の普及・啓発に努めます。 ◎成人健康相談・栄養相談・歯科相談・訪問指導 ◎メタボリックシンドロームや生活習慣病予防に関する各種教室の開催 ②糖尿病疑いなど、生活習慣病ハイリスク者への個別支援に努めます。	健康増進課
3	口腔機能の維持向上	①口腔機能の低下（オーラルフレイル※）は、身体の虚弱（フレイル）、さらには要介護状態へとつながっていきます。「食」から「介護予防運動」までの必要性を啓発します。教室等の開催は、参加者の体調確認等、新しい生活様式に則した形で実施します。 ◎「フレイル予防の講演会」の開催 ◎「お口健やか教室」での普及啓発 ◎「おいしく歯歯歯教室」での普及啓発 ②歯の健康に関する意識を高め、「8020運動※」を推進します。 ③歯周病検診やぎふ・さわやか口腔健診の受診率向上に努めます。また、在宅要介護者等への訪問歯科検診（ぎふ・さわやか訪問口腔健診）を実施し、介護予防のための口腔機能の維持・向上を図ります。 ◎歯周病検診 ◎ぎふ・さわやか口腔健診 ◎ぎふ・さわやか訪問口腔健診	健康増進課 国保年金課 高齢福祉課

No.	事業名	事業概要	主担当課
4	運動習慣定着に向けた取り組み	①日常生活を営むために必要な身体機能の維持・向上を図るための運動を継続できるよう支援します。 ◎地域で活動している自主グループへの支援 ◎「歩こう可児302」運動の普及啓発 ◎運動に関する各種教室の開催	健康増進課
5	豊かな食生活の推進	①健康な心と身体をつくる食生活を整えるための取り組みを進めます ◎ライフステージ別の課題に応じた食育の推進 ◎生活習慣病予防のための適切な食生活の普及・啓発 ◎食生活改善運動を地域で進める団体の育成・支援	健康増進課
6	健康づくりに取り組む地域関係機関との連携	①健康づくりに取り組む地域関係機関と連携し、市民の健康づくりを応援します。 ◎岐阜医療科学大学との連携 ◎民間事業者との連携	高齢福祉課 健康増進課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
各種健（検）診の利用率の向上	胃がん検診 7.9% 大腸がん検診 12.7% 肺がん検診 8.9% 乳がん検診 20.9% 子宮頸がん検診 17.6% （令和2年確定値）	第4次健康増進計画（令和7年度～）に定める	
特定健康診査の受診率	（令和4年）33.3%	37.0%	

文中において、下線がついている項目・事業については、【主な事業の目標値】として目標値を掲げ各施策ごとに記載をしています。（以下の施策についても同様。）

2 生きがいくくり

高齢者のニーズを捉えながら、生涯スポーツの推進、地域活動やイベントの開催、ボランティア活動の充実等、高齢者の知識や経験を生かした活動の支援を行います。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
7	生涯スポーツの推進	①高齢期を迎えても、スポーツを通じた健康と生きがいくくりに資するように軽スポーツ等の普及に努めます。 ②高齢者の健康づくりに関する取り組みを支援します。 ◎健友連合会各種事業への支援	文化スポーツ課
8	生涯学習の推進	①地域づくり型生涯学習の推進を通し、生涯学習の活動が多様な生きがいくくりにつながるよう、各種事業を実施します。 ◎地区センターにおける地域づくりにつながる各種講座の開催 ◎生涯学習団体等と協力・連携して、生涯学習ボランティアを育成 ◎生涯学習 楽・学講座※の啓発と開催	地域協働課
9	健友連合会活動の推進	①健友連合会の各種事業の支援を行い、高齢者の仲間づくり、通いの場づくりを促進します。 ◎サロンなど「通いの場」づくり、 <u>男性参加者の増加等</u> ②健友連合会の取り組みを地域貢献や地域福祉活動へ発展させていけるよう支援します。 ◎高齢者見守り活動 ◎地域支え合い活動	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
生きがいのある人の割合	（令和4年）56.6%	60.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による（設問「生きがいはありますか」に「はい」と回答した人の割合）
サロン可児川の男性参加者数	97人	120人	延べ人数

3 社会参加と就労

高齢者が豊富な知識や経験を生かしながら自らが支える側となって活躍し、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう社会参加を促進する体制づくり、就労に向けた支援に取り組みます。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
10	地域活動への参加のきっかけづくり	①高齢期を迎え、地域に貢献したいと考えている方を対象に、地域での支え合い活動に参加するきっかけづくりとして「地域支え合い・介護基礎講座」（ボランティアの養成講座）を開催します。また、講座受講者が地域のさまざまな活動に参加できる仕組みを構築します。 ◎定期的な「 <u>地域支え合い・介護基礎講座</u> 」の開催 ◎地域で行われている地域支え合い活動の紹介	高齢福祉課 社会福祉協議会
11	就労機会の確保と就労支援	①ハローワーク等関係機関との連携により、働く意欲のある高齢者の就労につながるよう情報発信に努めます。 ②「生涯現役社会※」の実現に向けて、シルバー人材センターの会員の確保や高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会の提供活動を支援します。また、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進するための、就労的活動支援コーディネーター※の配置について、検討します。 ③「介護の入門的研修※」の周知を広く行い、介護保険施設等での補助的業務等の就労につながる働きかけを行います。	産業振興課 高齢福祉課 介護保険課
12	老人福祉センターの運営	①可児川苑、福寿苑、やすらぎ館3施設の老人福祉センターでは、健康相談や教養講座、機能維持・回復訓練を担う施設として、指定管理者と連携し一層のサービス向上に努めます。 ②介護予防講座や健康体操など健康づくりや教養講座を企画開催し、高齢者が豊かな毎日を過ごせるよう支援します。	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
地域支え合い・介護基礎講座の参加者数	（令和4年）80人	100人	講座メニューを増やし定期的に開催

4 一般介護予防事業の推進 重点

高齢者が、できる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないように、また、要介護状態となってもその軽減や悪化を防ぐように、高齢者の生活の質の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防の取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
13	地域のサロンや「通いの場」への支援	①理学療法士や歯科衛生士・栄養士などの専門職を地域のサロンや「通いの場」へ派遣します。また、介護予防に関する知識や運動の普及・継続促進を目指します。 ◎地域リハビリテーション活動支援事業（ <u>元気はつらつ教室</u> 、 <u>お口健やか教室</u> ）の推進 ②気軽にできるK体操※を地域のサロンや「通いの場」で継続して行っていただけるようDVDなどを活用し普及啓発します。 ◎K体操の普及・啓発	高齢福祉課
14	まちかど運動教室の設置、運営	①高齢者が通いやすく、楽しく行える「 <u>まちかど運動教室</u> 」の設置を推進します。地域の集会所など参加しやすい場所を調整して、運動指導士などを派遣し、認知症予防・介護予防体操を行います。 ◎まちかど運動教室の設置 ②男性参加者の増加のため、男性が多く参加している通いの場での周知等を行います。	高齢福祉課
15	口腔機能の予防教室の開催	①口腔内の健康を維持することの大切さを啓発します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において口腔歯科検診などで注意が必要な方に呼び掛けながら口腔の予防教室を開催します。 ◎ <u>おいしく歯歯歯教室</u> の開催	高齢福祉課
16	認知症予防のための取り組み	①認知症に対する理解を深め、予防に資する運動（コグニサイズ）を普及する認知症予防教室などを開催し、参加者が運動を継続できる教室となるよう支援します。 ◎認知症予防教室の開催と継続支援 ②認知症初期の方や家族のための軽度認知障がい（MCI）※を理解する講座と相談会を開催します。 ◎認知症知って講座・相談会の開催 ③認知症に関する理解と予防を啓発していくためのフォーラムや講演会などを開催します。	高齢福祉課
17	保険者機能強化推進交付金※等の活用	①岐阜県と連携しながら、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた取り組みを行います。また、問題解決に向けた取組内容の改善や充実等に活用していきます。	高齢福祉課

No.	事業名	事業概要	担当当課
18	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	①高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、KDBシステムによるデータ分析、健康課題がある人へのアウトリーチ支援、医療専門職等の通いの場への参画、支援メニューの改善等後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合からの委託により、地域支援事業※や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。またデータ活用においては、個人情報の取扱いに十分配慮した環境整備に取り組めます。	高齢福祉課 国保年金課 健康増進課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
元気はつらつ教室	19団体	30団体	理学療法士によるサロン等の訪問支援
お口健やか教室	9団体	10団体	歯科衛生士・栄養士によるサロン等の訪問支援
まちかど運動教室の参加者数	（令和4年）1,145人	1,500人	人数は教室単位の平均人数の合計
おいしく歯歯歯教室	（令和4年）6回	8回	
認知症予防教室	2会場で開催	2会場で開催	14地区順番に開催する



まちかど運動教室

基本目標Ⅱ．地域のあらゆる団体が連携して見守り・支え合えるまちづくり〈共助〉

Ⅰ 地域内の見守り活動の推進

高齢者が地域で安心、安全に生活をするために多方面からの支援体制を構築することが重要であり、地域での見守りや支え合いを強化していきます。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
19	民生委員を中心とした見守り体制	①民生委員による見守り対象者の把握と定期的な見守り活動を支援します。 ②地域福祉協力が、民生委員による見守り活動と連携、補完できるよう広く啓発します。 ③地域見守り協力事業者として活動してもらえる事業所の増加に向けた啓発に努めます。 ④高齢者を孤立させないため、75歳以上の方への「あんきクラブ便り※」の配布、高齢者の訪問を行う高齢者孤立防止事業を推進します。	高齢福祉課
20	行方不明者への対応	①徘徊高齢者や行方不明者が発生した際に、防災行政無線等で周知するとともに、介護関係事業者等と効果的に連携できる仕組みづくりを行います。 ②地域で見守り活動を行う団体がある場合、地域での搜索活動などを行うことができる体制づくりを推進します。 ③認知症高齢者等見守りシール事業の普及により、行方不明者の身元判明と家族等への連絡を迅速に行います。	防災安全課 高齢福祉課
21	公的サービスと地域のサービスの連携	①緊急通報システムや安否確認・配食サービスの利用者について、本人同意のもと、 <u>地域で見守り活動を行う団体と情報連携を図ります。</u>	高齢福祉課
22	災害時の備えと安否確認	①災害時における安否確認が迅速にできるよう、民生委員による要援護者調査を実施し、対象者を把握します。 ②避難行動要支援者※名簿を、自治（連合）会、民生委員、警察、消防署に配付し、非常時だけでなく、避難訓練等の平常時にも使用してもらうことで、災害時に備えます。	高齢福祉課 防災安全課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
認知症高齢者等見守りシール配付数	（令和4年）55枚	90枚	累計数
地域見守り団体との連携	3団体	6団体	各年度1団体増加

2 地域支え合い活動の推進

地域共生社会の実現に向けて、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者等の日常生活や健康を地域住民等で支え合うとともに、安否確認や見守りを兼ねたサービス等の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
23	地域支え合い活動の推進	①地域の特性に応じ、地域住民自ら行う地域内の支え合い活動が活性化するように活動開始時の支援と運営費の助成を行います。 ◎地域支え合い活動の活性化支援 ②地域支え合い活動を行う団体同士の意見交換や情報共有の場をつくりします。	高齢福祉課
24	地域福祉活動の活性化	①身近な場所で積極的に地域福祉活動が行われるよう、各地区社会福祉協議会※の活動を支援します。 ②ホームページや社協だより、SNS等で、地域支え合い活動に参加を促す啓発に努めます。 ③各地区社会福祉協議会で、地域福祉に関する意見交換や課題解決に向けた継続的な話し合いの場（地域福祉懇話会）が行われるよう支援します。	社会福祉協議会
25	サロン等の活性化	①サロンの立ち上げや各種相談に応じ、円滑に継続して活動できるよう支援します。また、新たにサロンを作りたい団体や市民に対し、助言などの支援をしていきます。 ②社会福祉協議会では、サロン活動助成を通して活動の活性化を図ります。 ③理学療法士や歯科衛生士・栄養士などの専門職を地域のサロンや「通いの場」へ派遣します。介護予防に関する知識や運動の普及・継続促進を目指します。【再掲】 ④サロンを運営される方の意見交換や情報共有の場を、継続・充実します。 ⑤サロンに携わるスタッフのスキルアップを目的とした講座について、運営される方と協議しながら実施します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
26	地域支え愛ポイント制度の推進	①地域のボランティア活動への参加促進と、参加する市民の生きがいづくりを「地域支え愛ポイント制度」により応援します。 ◎支え愛地域づくり事業（対象活動の追加・見直し）	地域協働課 社会福祉協議会

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
地域支え合い活動団体数	40団体	43団体	各年度1団体増加
地域支え合い活動団体の意見交換・情報共有の場	年間1回	年間1回	

3 地域の生活支援体制整備

ひとり暮らし高齢者や老老介護世帯など、日常生活の支援が必要な人や家庭のニーズにあった多様な生活支援サービスを地域で提供し、在宅生活を支援します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
27	全市の支え合い活動活性化に向けた取り組み	①全市の支え合い活動の活性化に向けて可児あんしんづくりサポート委員会（第一層協議体※）を運営し、各地区の支え合い活動の推進と全市における機運づくりに努めます。 ②No.28の地域福祉懇話会の活動状況をまとめ、全市での課題把握や企画提案を行います。	高齢福祉課 社会福祉協議会
28	各地区の支え合い活動活性化に向けた取り組み	①各地の地域福祉懇話会（第二層協議体）が、自発的かつ継続的な話し合いの場として活性化するように支援します。 ②生活支援コーディネーターが中心に、地域福祉懇話会を推進し、地域福祉懇話会と協働で、地域課題やニーズを把握し、担い手の養成や地域のサービスづくり、関係者のネットワーク化を推進します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
29	生活支援体制整備や地域支え合い活動活性化に向けた機運づくり	①支え合いの地域づくりに向けた機運を醸成していくための「フォーラム」や「講演会」を実施します。 ◎支え合いの地域づくりフォーラムの開催 ②地域の支え合い活動をまとめた冊子を作成し、医療や介護の関係者に周知・広報します。 ◎地域支え合い活動情報冊子の作成	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
可児あんしんづくりサポート委員会の協議	年間10回	年間12回	
第二層協議体の運営実施地域数	14地区	14地区	自治連合会単位での設置
支え合いの地域づくりフォーラムの開催	年間1回	年間1回	

4 在宅医療・介護連携の推進 重点

高齢者ができる限り自宅等の住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活が続けられるよう、多職種が協働・連携し、在宅医療と介護が一体的かつ継続的に提供される体制を構築します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
30	医療・介護関係者の連携体制整備	①関係者で協議しながら、在宅で暮らす高齢者の入院時や医療と介護サービスの提供を受けている方に関わる専門職の連携体制を強化します。 ◎「在宅医療・介護連携プロジェクトチーム」（かけそばネット）の運営 ◎医療・介護情報共有の仕組みの構築（ＩＣＴの活用など） ②在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制を構築するため、医療・介護関係者と地域にあった必要な取り組みを調査・研究します。	高齢福祉課
31	在宅医療・介護に関する相談窓口	①可見市地域包括支援センター内に設置している在宅医療・介護関係者の連携窓口及び市民からの相談窓口を適切に運営します。 ②在宅医療・介護関係者の連携窓口について、地域の医療関係者と介護関係者の連携調整等をより速やかに行うことができるよう、ＩＣＴの活用などに取り組みます。 ③現在設置されている「可見地域在宅歯科医療連携室※」を支援するとともに、上記①の相談窓口への統合・連携について検討します。	高齢福祉課
32	医療・介護関係者の研修と市民への普及啓発	①医療・介護関係者の連携のため、相互理解を深めるための研修会や勉強会を開催します。 ②在宅医療・介護への理解を深めてもらうため、市民向けフォーラムや講演会を開催するとともに、広報紙やホームページ等で情報提供します。	高齢福祉課
33	看取りへの対応強化	①医療・介護関係者の連携の中で、「本人の人生最終段階において送りたい生活」の意思に対応できるよう、課題を整理し、対応策を検討します。 ②在宅での看取りについての認識と理解を深めてもらうため、市民向けのフォーラムや講演会を開催するとともに、広報紙やホームページ等で情報提供します。 ◎エンディングノートの配布	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和５年）	目標年（令和８年）	備考
在宅医療・介護連携プロジェクトチームの開催	年間１２回	年間１２回	
医療・介護関係者の研修会	年間３回	年間３回	
在宅医療の市民向けフォーラム	-	年間１回	

５ 地域ケア会議の推進

地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換を行い、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題をくみ取り、地域への展開に向けて取り組みます。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
34	地域ケア個別会議の開催	①地域ケア個別会議を定期的を開催し、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援するとともに、地域課題を把握・共有します。	高齢福祉課
35	地域ケア推進会議への支援	①地域ケア個別会議で共有された地域課題を、地域福祉懇話会（第二層協議体）で話し合うことができるよう支援します。合わせて、地域内の支え合い活動の取り組みにつなげられるよう支援します。 ②各会議で共有された地域課題を <u>地域ケア推進会議</u> で話し合い、施策に反映できるよう推進します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
36	他職種の連携	①医療・介護の専門職種が、地域で開催される地域ケア個別（推進）会議に参画していくことで、地域と多職種との連携体制づくりを推進します。	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和５年）	目標年（令和８年）	備考
地域ケア個別会議の開催数及び検討事例数	年間20回 事例数20件	年間20回 事例数20件	居宅介護支援専門員の事例提供
地域ケア推進会議への情報提供回数	-	１回	

基本目標Ⅲ．適切なサービスが過不足なく提供され安気に暮らせるまちづくり〈公助〉

Ⅰ 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域包括支援センターの機能強化、体制整備に努めます。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
37	地域包括支援センターの機能強化（運営）	①直営包括は、委託包括支援センター間の総合調整や後方支援等を担う基幹的役割を果たします。 ②認知症等の特定分野の機能強化型の地域包括支援センター設置に向けて検討します。 ③地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核的機関としての役割が担うことができるよう体制整備及び機能強化を図ります。	高齢福祉課
38	地域包括支援センター及びケアプランの評価	①国から示される評価基準を用いた地域包括支援センターの評価を実施していきます。 ②地域包括支援センターが作成する介護予防ケアマネジメントについて、定期的を開催する「地域ケア個別会議」において、多職種の視点からの助言や評価を行います。	高齢福祉課
39	総合相談支援事業	①高齢者の生活実態や必要な支援を把握し、生活や介護に関する相談を受け、適切なサービス、地域の支援につなげます。 ②地域包括支援センターの相談機能を身近な所で享受できるように、地域の関係者と連携した出張相談を行います。 ◎もの忘れ・困りごと相談の開催	高齢福祉課
40	包括的・継続的ケアマネジメント	①介護支援専門員が業務を円滑に遂行できる環境を整えるとともに、介護支援専門員に対する個別相談や困難事例への助言を行います。 ②「ケアネット可児」の運営を支援し、必要な情報提供を行っていきます。 ③適切なサービス提供につながるケアマネジメントを目指し、運営指導やケアプラン点検の機会等を活用して、介護支援専門員への働きかけを行います。	高齢福祉課 介護保険課

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 重点

在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、さまざまなサービスを実施していますが、高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能の強化を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
41	介護予防・生活支援サービスの充実と見直し	①介護予防・生活支援サービス事業について、多様な主体によるサービスを増加させます。 ◎住民主体によるサービスB※の充実 ②移動支援サービス（サービスD※）の提供方法について検討します。 ③指定事業者が実施するサービス（相当サービス及び緩和した基準によるサービスA※）について、多様なサービスの充実につながるよう、事業所運営等の相談に応じます。	高齢福祉課 介護保険課
42	生活支援サービスの担い手の養成	①生活支援サービスの従事者や地域の支え合い活動への参加を考えている方を対象に、高齢者に対応するための知識や介護技術を習得するための「地域支え合い・介護基礎講座」【再掲】を開催します。 ②講座修了者が生活支援の担い手として活躍していただけるよう、生活支援サービスや地域支え合い活動団体の紹介を行います。【再掲】	高齢福祉課 社会福祉協議会
43	地域の多様な主体との連携による介護予防の推進	①地域のNPO法人、大学等の多様な主体と連携して介護予防の取り組みを進めるための体制を構築します。	高齢福祉課
44	介護予防ケアマネジメント	①総合事業対象者の心身の状況に応じて、適正なサービス等が効率的に提供されるよう、専門的視点から介護予防ケアマネジメントを行います。 ②介護予防ケアマネジメントの充実を図るために、地域ケア個別会議等、多職種による検討の場を設けます。	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
住民主体のサービスBの登録団体数	12団体	15団体	
前期高齢者の要介護認定率	（令和5年7月）3.6%	3.8%未満	
後期高齢者の要介護認定率	（令和5年7月）28.0%	30.0%未満	
要支援認定者の重度化率	要支援1：36.6% 要支援2：42.1%	要支援1：36%以下 要支援2：42%以下	重度化率は、令和5年4月1日～8月31日のデータによる。

3 認知症施策の推進 **重点**

認知症の普及啓発、認知症予防の取り組みの強化、早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、ボランティアや地域住民による見守りネットワークを構築し、住み慣れた場所で安心して暮らせる地域を目指します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
45	認知症予防のための取り組み 【再掲】	①認知症に対する理解を深め、予防に資する運動（コグニサイズ）を普及する認知症予防教室などを開催し、開催後は継続した教室となるよう支援します。 ◎認知症予防教室の新規開催と継続支援 ②認知症初期の方や家族のための軽度認知障がい（MCI）を理解する講座と相談会を開催します。 ◎認知症知って講座・相談会の開催 ③認知症に関する理解と予防を啓発していくためのフォーラムや講演会などを開催します。	高齢福祉課
46	認知症初期集中支援チームの活動	①専門医と専門職による「認知症初期集中支援チーム」の活動を行います。 ◎チームを広く周知し、認知症初期段階の支援対象者を早期に発見します。 ◎認知症により支援等が必要な方に対して、適切な医療や介護サービスの提供に早期につなげます。	高齢福祉課
47	認知症カフェの推進	①認知症の方や介護者の社会参加、地域と専門職との情報共有やお互いの理解などを目的とした「 <u>認知症カフェ</u> 」が、地域のサロン、老人福祉センター、介護事業所等多様な主体で開催されるよう支援します。	高齢福祉課
48	認知症サポーターの養成と活動支援（チームオレンジの設置）	①認知症サポーター養成講座は、定期講座のほか認知症の方と関わる機会が想定される小売業や金融機関、公共交通機関等の職域や学校での開催も進めます。 ②認知症サポーター養成講座を受講した方へのステップアップ講座を充実し、 <u>チームオレンジの設置</u> を進めていきます。	高齢福祉課
49	認知症の普及啓発・本人発信支援	①認知症の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症ケアパス※を関係機関へ周知するとともに、相談者に利用してもらえるよう配付します。 ②必要に応じてオレンジプラン※の内容を改定します。 ③アルツハイマー月間等の機会を活用し、認知症に関する情報の発信を行います。 ④認知症カフェ等に認知症の方が参加することで、本人の意見の把握ができるように努めます。	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
認知症カフェの開催	4箇所	6箇所	
認知症サポーター養成数	9,237人	約10,200人	各年度300人の養成を目指します。
チームオレンジ設置数	-	1チーム	

4 適切で過不足のない介護サービス

たとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域でいつでも安心して必要なサービスの提供を受けられるよう、地域に密着したサービス提供体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
50	在宅サービスの整備方針	①訪問系サービス ヘルパーの不足、また高齢化により、居宅に訪問する職員の確保が難しくなっているため、介護人材の確保を支援します。また、利用者の状況に応じて、適切なサービスが過不足なく提供されるよう取り組みます。 ②通所系サービス 通所系サービスは、一定程度整備できていると考えます。サービス事業所が、それぞれの特色を活かしながら利用者の自立支援に資するサービス提供を行うよう指導、支援を行います。	介護保険課
51	地域密着型サービスの整備方針	①訪問系サービス 地域の要介護者の在宅生活を支えるために、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>」の開設を支援します。 ②通所系サービス 通所系サービスは、一定程度整備できていると考えます。サービス事業所が、それぞれの特色を活かしながら利用者の自立支援に資するサービス提供を行うよう指導、支援を行います。 ③居住系サービス 認知症のある方及び一人暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、<u>認知症対応型共同生活介護</u>の新規整備を図ります。	介護保険課
52	施設サービスの整備方針	①介護老人福祉施設の入所申込の減少、介護職員不足の状況等を勘案して、新たな施設サービスの整備は行わないこととします。	介護保険課

No.	事業名	事業概要	主担当課
53	介護保険サービス事業所の質の向上	①市が指定権限を持つ地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所について、<u>運営指導</u>や<u>集団指導</u>において必要な情報提供や指導を行い、基準遵守の確認や質の向上に向けた支援を行います。 ②あんしん介護パートナー（介護サービス相談員※）がサービス提供の場を訪問して利用者の声を聞き、利用者・事業者・市の橋渡し役を努めます。	介護保険課
54	障がい福祉サービスとの連携	①高齢者も障がい者もともに十分なサービス利用ができるよう、相談支援者がお互いの制度や特性を理解し、連携できる体制づくりを進めます。また、サービス事業所等に対して「共生型サービス」の周知を図る等、関係機関が補い合って、より充実した支援体制を構築できるよう取り組みます。	介護保険課 福祉支援課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	1事業所	2事業所	事業者選定は公募による
認知症対応型共同生活介護事業所数及び定員	10事業所 180人	11事業所 189人	事業者選定は公募による
運営指導事業所数及び集団指導回数	7事業所 1回	12事業所 1回	運営指導は3年間で30事業所

5 介護職員の確保対策と福祉への理解 重点

介護サービスの提供に不可欠な介護職員の確保のため、介護サービス事業所への新規就職者の確保及び介護職員の離職防止と定着促進、人材育成への支援、職場環境の改善、福祉教育の推進などを総合的に実施します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
55	介護サービスへの新規就職者の確保	①ハローワーク等関係機関と連携し、就職説明会を開催するなど介護人材の確保に努めます。 ②国・県が進める人材確保対策事業の活用について、事業所への周知を確実に行います。 ③高校生等若い世代に対して、高齢者や介護についての理解を深め、介護の仕事の魅力を伝える機会の創出に努めます。	介護保険課
56	介護職員の離職防止と定着促進	①研修会の開催等によりサービス事業所従事者の交流の場を設け、従事者のモチベーションの維持や意欲の向上を目指します。 ②介護職員処遇改善加算等の算定方法や、働きやすい職場を目指すための取り組み等について、相談支援機関の紹介や情報提供を行います。 ③事業所が行う業務効率化や職員がやりがい・安心感をもって働き続けられる環境づくりの取り組みを支援します。	介護保険課
57	福祉教育の推進	①地域でのふれあい活動等の体験的な活動を通して、高齢者福祉や障がい者福祉について学ぶことで、高齢者や障がい者をより身近な存在として感じ、思いやりの心を育みます。 ◎「総合的な学習の時間」における福祉教育 ◎福祉協力校としての福祉事業の推進 ◎「福祉ドキドキわくわく体験」への参加を促進	学校教育課
58	業務の効率化の取り組みの推進	①文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式例及び「電子申請・届出システム」の活用を進めます。 ②限られた人材の中で質を保った事業継続ができるよう、業務運営の効率化につながる環境整備への支援を行います。	介護保険課
59	多様な人材の確保	①専門職が、資格を必要とする業務に集中できるよう、補助的業務を担う人材の確保を支援します。 ②技能実習、特定技能等の制度を活用した外国籍介護従事者の活用について、事業所の取り組みを支援します。	介護保険課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
介護職員交流・研修会	1回	2回	階層別介護職員研修

6 介護給付等に要する費用の適正化

国が示す介護給付適正化計画に関する指針に基づき、持続可能な介護保険制度とするため、介護給付の適正化事業を推進し、受給者が真に必要なサービスの提供となるよう指導、確認していきます。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
60	要介護認定の適正化	①適正な認定調査が実施できるよう、業務分析データを活用し研修を行い、調査員の平準化を図ります。 また、職員による <u>認定調査票の全件チェック</u> を実施します。 ②要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認定審査会の簡素化や効率化を進めます。	介護保険課
61	ケアプラン等の点検	①個々の受給者が真に必要なサービスを受けることができるよう、 <u>適切なケアプランとなっているか点検</u> します。 ②住宅改修や福祉用具について、書類による点検と <u>訪問による点検</u> を行います。	介護保険課
62	<u>縦覧点検・医療情報との突合</u>	①国保連合会の支援を受けながら縦覧点検と医療情報との突合を行います。	介護保険課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
認定調査票の書面チェック	100%	100%	
認定調査員の研修	年2回	年2回	
ケアプラン点検	16件	16件	
住宅改修・福祉用具の訪問点検	各6件	各6件	
縦覧点検・医療情報との突合	100%	100%	

7 安心して暮らせる生活環境の整備 重点

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、権利擁護の推進や防災体制の充実とともに、全ての市民が個人として尊重され、個人の尊厳にふさわしい生活を営むことができる社会の形成を目指します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
63	消費者被害防止	①消費生活相談の実施により、高齢の相談者の消費トラブルや被害の防止、解決に努めるとともに、地域包括支援センター等関係機関との連携体制のもと、見守りが必要な高齢者の被害防止を図ります。 ②高齢者サロン等での出前講座や「すぐメールかに」の消費者見守り情報の配信等により、消費者被害防止を図ります。	産業振興課
64	高齢者虐待の防止	①地域包括支援センター、介護支援専門員、介護従事者、民生委員などと連携を図り、高齢者虐待防止の啓発活動を進めるとともに、養護者又は要介護施設従事者等による虐待の早期発見・対応に努めます。 ②介護保険施設において、虐待や不適切なケアが行われることのないよう、職員への研修や虐待防止指針の作成等の体制整備について指導を行います。	高齢福祉課 介護保険課
65	権利擁護の推進と成年後見制度※利用促進	①判断能力が十分でない認知症高齢者が不利益を被らないよう支援する成年後見制度について、可見市権利擁護センターにおいて、その周知を図るとともに市長申し立ての活用などにより制度の利用を支援します。また、可見市成年後見利用促進基本計画に基づき事業を推進します。 ②権利擁護に関する以下の事業を実施します。 ◎成年後見制度の周知と相談 ◎法人後見事業※の実施 ◎日常生活自立支援事業の周知・相談及び実施 ◎預託金によるサービス（死後事務委任） ◎入退院時支援サービス	高齢福祉課 社会福祉協議会
66	高齢者世帯の安心のための制度	①定期的な安否確認と食の確保のため、「安否確認・配食サービス」事業を実施します。 ②高齢者世帯の緊急時の対応、生活上の相談・安否確認のため、「緊急通報システム」事業を実施します。 ③両サービス以外に一人暮らしの高齢者に対する見守りや安否確認などの事業を検討します。	高齢福祉課
67	家族介護者への支援	①在宅で介護をする方への支援として実施している「介護用品購入助成」事業について、将来にわたり継続できる内容となるよう定期的に見直しを図りながら実施します。 ②認知症高齢者の家族やヤングケアラーなどの家族介護者が社会的孤立をしないよう関係機関と連携を図りながら支援します。	高齢福祉課

No.	事業名	事業概要	主担当課
68	災害・感染症対策に関する体制整備	①介護保険事業者に対して、災害及び感染症に対する業務継続計画の策定及び策定後の研修及び訓練、見直し等について適切な指導を行います。	介護保険課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
成年後見制度の後見人等の受任者数	3人	5人	

8 高齢者の移動と住まい **重点**

高齢者が地域で安心して暮らせるように、公共交通を含めた多様な移動手段の確保を図ります。また、多様なニーズを踏まえて有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者居住安定確保のための施策を推進します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
69	公共交通による移動支援	①可見市コミュニティバス（さつきバス、電話で予約バス、おでかけしよKar Kバス）の運行とY A Oバス、民間路線バスへの運行支援を行うことにより、高齢者の移動手段の確保に努めます。	都市計画課
70	運転免許証自主返納者への対応	①運転免許証自主返納者に対し、さつきバス、電話で予約バス、民間路線バス（帷子線）のバス回数券を交付し、体験乗車することで返納後の移動手段の一つとしてバスも選択できるよう支援します。	都市計画課
71	地域での移動手段の創出と支援	①公共交通機関の利用が困難な高齢者の移動を支えるため、新たな移動手段を確保します。 ②高齢者の通院や買い物などの移動を支える地域団体を支援します。 ③移動支援サービス（サービスD）の実施に向け、地域団体と協議を進めます。 ④高齢者などが利用するためのリフトカーの貸し出しを行います。	高齢福祉課 社会福祉協議会
72	高齢者の住まい	①单身や経済的理由により住まいの確保が難しい高齢者に対して、セーフティネット住宅情報提供システムなどを活用して住まいの提供を支援します。また、県が指定する居住支援法人の紹介を行い、住まいの確保につなげます。 ②高齢者の住まいの選択肢の一つである有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、入居者が、適切で過不足のないサービスを受けながら安心して暮らすことができるよう、これらの施設との連携作りに努めます。	高齢福祉課 介護保険課

No.	事業名	事業概要	主担当課
73	養護老人ホーム※ の入所措置等	①環境上の理由及び経済的理由により、居宅にて生活することが困難な高齢者に対し、関係者等との連絡・調整を図りながら、養護老人ホームへの入所を措置します。 ②緊急に養護が必要と認められる高齢者に対し、生活の安定が図れるよう、施設への一時的な入所を行います。	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（令和5年）	目標年（令和8年）	備考
移動支援の実施団体	4 団体	5 団体	交通弱者の移動手段を支援する地域団体数

9 重層的支援体制の整備 **重点**

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の複数の分野にまたがる複雑化・多様化する支援ニーズに対応するために、関係機関の連携強化や支援体制を整備します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業概要	主担当課
74	多機関協働による支援体制の整備 新規	①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して、分野（介護、障がい、子育て、生活困窮）ごとの制度に基づく相談支援や地域づくりを一体的に実施するために、関係機関の連携を強化するとともに、多機関協働による支援体制を整備します。	高齢福祉課 介護保険課 福祉支援課 子育て支援課 社会福祉協議会